

		最低賃金額 (時間額)	発効日
広島県最低賃金（今年度は改定なし）		871円	2019年10月1日
特定 (産業別) 最低賃金	製鉄業等	970円	2020年12月31日
	金属製品製造業	923円	
	はん用機械器具等製造業	935円	
	電子部品等製造業	897円	
	自動車・同附属品製造業	915円	
	船舶等製造業	957円	
	自動車小売業	913円	
	各種商品小売業（今年度は改定なし）	878円	2019年12月31日

※特定（産業別）最低賃金が適用される業種の詳細等については、広島労働局労働基準賃金室または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。